

## 通信職員訓練法の分析 —立法の目的を解明することをめざして—

加藤敬之（名古屋大学大学院教育科学研究科）

### 概要：

占領期、世界屈指の電気通信技術者の訓練施設であった鈴鹿電気通信学園の訓練の根拠法となる通信職員訓練法は、どのような立法の目的をもって国会に提案されたのかを明らかにすることを本稿の課題とする。本研究で通信職員訓練法の成立過程を詳細に分析すると、通信職員訓練法が主眼としたのは、アメリカが主導した連合軍総司令部（GHQ）の指示のもと、電話の早急な普及にあった。当時、電話の積滞率を解消するために人材育成が急務であり、その人材育成を中心的に担うために設立されたのが、鈴鹿電気通信学園であった。

キーワード：通信職員訓練法／鈴鹿電気通信学園／電話／C.C.S.／大野勝三／勅勉／山下知二郎

### 1. はじめに

1949年に、当時としては世界屈指の訓練施設規模であった電気通信省鈴鹿電気通信学園が開設される。鈴鹿電気通信学園が設立されるための根拠法が通信職員訓練法である。しかし、その通信職員訓練法について、未だ十分な検討がなされてこなかった。そこで、本研究では、通信職員訓練法を分析し、同法の立法の目的を解明することを目指す。また、立法の目的を解明することを通じて鈴鹿電気通信学園の本質を探究する。

### 2. 先行研究と本稿の課題

戦後の通信省の訓練についての先行研究<sup>1</sup>としては、山本礼子「占領下における公共企業内職能教育改革—GHQの改革姿勢を中心に—」<sup>2</sup>がある。山本は、通信省における高等通信講習所と、鉄道省の鉄道教習所専門部について、CIE文書や、当事者の回想録などを通じて、通信職員訓練法が成立した経緯を次のように結論づけている。

戦後占領下で、公共事業体管轄下の職能教育機関の改革は、既成の体制・慣習を否定するドラスティックな改革であった。これを「絶対的な権限によって強制」され「日本側の主体性を全く期待できない」権限行使であったと当局側、職員、学生等の当事者が、歴史記述・回想録の随所に語りまた教育史に記している。一方GHQは、通信事業の民主化は高等通信講習所、鉄道教習専門部を根絶することであるとの認識のもとに改革を断行した。占領軍と日本側当事者両者とも民主化を目途としていた。しかし、民主主義の解釈が明らかに違っていた。

日本側当事者は、戦後の民主主義に対応する民主教育を確立しようと、ますます教養科目を重視し、高等通信講習所も鉄道教習所専門部も教育機関を2年から3年に延長した。そうすることで民主主義を理解し、技術面だけでなく人格陶冶、公僕としての自覚を高める、これが彼らの理解する民主化政策であった。それぞれの時代の指導者が、将来の国家事業を担う中堅幹部の養成には、単なる技術の習得のみではなく将来の指導理念を確立するための人格形成も考慮した養成、知識育成のために学術を重視してきた伝統があった。もう一つ彼らが民主的であると考えたのは、戦中戦前の旧教育体制の中で、教育の機会に恵まれなかった才能ある者に官費によって高等教育の機会を与える伝統的制度であった。その制度により有能な人材を輩出し、諸産業の発展にも貢献するという理論に矛盾はなかった。事実高度な教科内容、学生の質は高く、高等文官試験の合格者を輩出し、戦時中の特殊な時期を除き入学競争率も高かったとの自負もあった。

この主張はアメリカの民主主義との整合性がなかった。戦時中からすでに占領政策を策定し、日本の教育改革には軍国主義、超国家主義を唱導した教育制度のメカニズムを解明することの必要性を強調した

GHQ である。文部省と同じ役割を果たす文部省以外の各省の教育機関を調査していた。そこで膨大な国家予算を使った企業内職能教育の実態を把握した。しかも隠された出身校派閥問題、当該教育機関の情実主義が明らかにされた。客観性に乏しいながら逓信教育機関の教官の一部から日本の官僚主義の体質に関する証言も得られていた。GHQ の改革は、長期的展望を欠いた目先のプラグマティズムに固執していた。6・3・3・4 制新教育体制を根付かせることを民主化の根幹として取り組んでいた GHQ にとって、一部の自省内の職員を対象に、特別な中堅幹部養成をする慣習の養成制度は非民主的であるとされた。

公共企業側の主張は、急激な産業発展に必至とされた技術者教育そしてその成功という歴史的事情があり、特権階級にのみ許されていた高等教育を一般庶民に機会を与える育英的事業が民主的であるという主張があった。旧教育制度においては妥当な論理である。しかし戦後は、6・3・3・4 制による教育の機会均等が実現されようとしていたのである。企業内教育が近代化に果たした実質的貢献と、成果に対する自信があったものの、自企業内の出身者派閥の弊害、同属意識に反省がなかった。教養を重視した全人的教育内容を理想とする伝統的理念を掲げ新しい民主主義教育を志向した日本側の意向は無視され、伝統のある高等逓信講習所、鉄道教習所専門部の終焉となった…（以下省略）。

しかし、山本の研究は GHQ 側から見たものが中心で、日本側の言説については高等逓信講習所の卒業生や、逓信同窓会が編集する『逓信教育史』の記述からしか書かれていない。日本側で GHQ と交渉していた人物達が GHQ 側に対して、どのような話し合いをし、行動したのか明らかになっていない。そこで、本稿では、日本側で GHQ と交渉にあたった人物（逓信省）の発言、また、その日本側（逓信省）に対して、GHQ 側（主に C.C.S. の人物）で直接指導した人物を中心に分析をする。これにより、逓信職員訓練法の立法の目的を、多面的に把握することができると考える。

### 3. 本研究のための研究手法

本稿では、上記のリサーチ・クエスチョンを解明するために、法律の成立過程を時間軸で逆向きに探究していく。具体的には、まず逓信職員訓練法の条文を確認する。それを踏まえて、逓信職員訓練法に関する国会での議論を分析する。さらに、国会で政府委員（逓信省の官僚）として、法案を説明した人物達の言説を分析する。そして、それらの人物が GHQ（主に C.C.S.）とどのような議論をしていたのか、また C.C.S. はどのような改革を図ろうとしていたのかを分析する。最後に、各々の分析を通じて、同法の立法の目的を解明することを目指す。

### 4 (1). 逓信職員訓練法

逓信職員訓練法（法律第二百八号〈昭和 23 年 8 月 1 日〉）が成立した。6 条の条文と附則がある法律である。以下に引用する。

**第一条（この法律の目的）** この法律は、逓信大臣の管理する国の業務の能率を増進し、その完全な運営を図るためその業務に従事する職員（以下逓信職員という。）に対し逓信大臣が行う訓練に関し規定するものとする。

**第二条（訓練の範囲）** この法律の規定に基き逓信大臣の行う訓練は、逓信職員の担当する業務の遂行に直接関係があるものに限られる。逓信大臣は、専門的な学科目を除き、一般の学校で通例実施されている学科目について訓練の教程を施すことはできない。

#### 第三条（逓信大臣の権限及び職責）

逓信大臣は、この法律の規定による訓練を行うにつき、この法律で定めるものの外、左の権限及び職責を有する。

- 一 訓練を必要とする逓信職員に対し、職場訓練に参加すること及び必要な教程を修めることを命令すること。
  - 二 この法律に従い逓信大臣の指定する特殊の訓練を受けた場合には、その訓練期間終了後六箇月を超えない期間は、引き続き逓信省に在職しなければならない旨の契約を、逓信職員と締結すること。
  - 三 訓練に必要な施設（寄宿舎を含む。）を設け、及び物品を供与すること。
- 2 前項第二号の契約を締結しない逓信職員に対しては、逓信大臣は、同号の特殊の訓練を行わないことができる。

**第四条（逓信大臣の職権の委任）** 逓信大臣は、この法律に定める職権で細目の事項に関するものを、部

局の長に委任することができる。

**第五条（訓練の計画）** 逓信大臣は、この法律の規定に従い、毎年第一条の業務の各種類別に訓練人員、訓練課程、訓練期間その他の事項を含む訓練に関する実行計画を定める。

**第六条（委託訓練）** 逓信大臣は、逓信職員の訓練につき必要があると認める場合は、一般の学校その他の教育研究機関等に職員を派遣し、その職員の担当事務に直接関係のある専門の事項を研修させることができる。

**附則**

1 この法律は、公布の日から、これを施行する。

2 逓信講習所官制（昭和二十年勅令第百三十五号）は、これを廃止する。（以下省略）

逓信職員訓練法の解説には、「この法律は国の業務たる郵政事業及び電気通信事業にたずさわる職員の訓練に関し規定したものである」<sup>3</sup>とあり、条文をさらに明確にし、その対象が、旧逓信省から二省に分離した郵政省と電気通信省の職員のみを対象とした法律であることを示している。また、「昭和二十三年八月一日逓信職員訓練法が施行され、今後この法律に基いて職場教育の根本的刷新を図ることとなった。電気通信事業は業務運営上、専門的に深い知識と透徹した技術を必要とする仕事の段階が非常に多い。業務能率を増進し、完全なる事業運営を期するには従業員に正規の訓練を施して知識と技術の欠陥を補うとともにその均衡を得させもつて従業員の素養向上を計らなければならない」<sup>4</sup>とあり、立法の目的としても、電気通信事業に関する専門的に深い知識の習得と、技術の習得を目的としていた。さらに、第二条で示されているように訓練の範囲が「業務の遂行に直接関係があるものに限られる」と明確に限定されている。また、後述する GHQ の英文においては「the provisions of this law shall be limited to those which have a direct relation to the specialized job activities of communications employees」と、明確に限定をしている。これは、山本が解明した事項が、法律上の文言の面で表われていると言える。

また、同法第三条第三項前段では、「訓練に必要な施設」とあるが、同法の解説では、「東京、鈴鹿学園には一切の訓練設備を、またその他訓練所には主として電信、電話、線路の訓練設備を整備している」<sup>5</sup>とあり、同法案の成立を目指すと同時に、鈴鹿電気通信学園が同法の立法の目的を踏まえた訓練施設の中心的なもの1つであったことを意味している。

また、第五条では「訓練に関する実行計画」を定めるとある。この条文を受けて、電気通信省施設局が作成した施設部門の訓練計画は次のもの（図 1）であった。これを見ると、電信・電話・無線を比べると、電話が電信の約 9 倍、無線の約 2.5 倍の訓練人員が計画されていることがわかり、電話の訓練に最も重点を置いていたことがわかる。また、線路は 5 年間で、1 万人を訓練する計画をしており、訓練人員 24,485 人のうち約 4 割を占める。このことから日本の新たな電気通信網のための線路を築こうとしたことがわかる。

	電信 機械	電話 機械	線路	無線	搬送	電力	修繕	計
1950 年度	125	1,120	1,695	435	475	165	180	4,195
1951 年度	145	1,240	1,925	480	520	185	210	4,705
1952 年度	150	1,310	2,025	505	545	195	215	4,945
1953 年度	155	1,380	2,125	535	575	210	235	5,215
1954 年度	165	1,430	2,230	550	590	215	245	5,425
計	740	6,480	10,000	2,505	2,705	970	1,085	24,485

図 1. 訓練五カ年計画の訓練人員<sup>6</sup>

逓信職員訓練法は、GHQ/SCAP の文書では次のように英訳して記されている<sup>7</sup>。GHQ 側の逓信職員訓練

法の理解を知るためにも GHQ/SCAP の文書での、同法の表記を確認する。

#### THE GOVERNMENT COMMUNICATIONS EMPLOYEES TRAINING LAW

**Art.1(Object of this law)** This law shall, in order to increase the efficiency of government enterprises under the jurisdiction of Minister of Communications and to attain perfect operation thereof, provide for the training of officials and employees engaged in the said enterprise (hereafter called communications employees) conducted by Minister of Communications.

**Art.2(Scope of training)** The trainings to be conducted by Minister of Communications in accordance with the provisions of this law shall be limited to those which have a direct relation to the specialized job activities of communications employees. Minister of Communications will not offer courses of training in subjects, except technical subjects<sup>8</sup>, that are normally offered in public schools and universities.

**Art. 3 (Power of Responsibilities)** Minister of Communications shall have the following powers and responsibilities to conduct the trainings in accordance with the provisions of this law, beside those separately provided in this law.

1) To order communications employees for whom the training is deemed necessary, to engage in on job training and to attend necessary courses of instruction.

2) To contract with communications employees to receive special training as designated by Minister of Communications in accordance with the provisions of this law, said contract to bind communications employees to continue their employment with the Ministry for at least a period not exceeding six months from the expiration of their period of special training.

3) To provide facilities (including dormitories) and materials necessary for the trainings.

**Art.4(Delegation of the Minister's Authority)** Minister of Communications may delegate authorities stipulated in the provisions of this law, concerning matters of details to Chief of Department or offices.

**Art.5(Training program)** Minister of Communications shall annually set up, in accordance with the provisions of this law, actual programs concerning the trainings, inclusive of number of trainees, training curriculum, training period and others, for each of the various businesses mentioned in Article of this law.

**Art.6(Entrusted training)** In case it is deemed necessary for the training of communications employees, Minister of Communications is authorized to send them to educational institutes in general or special research institutes for the purpose of making them pursue studies having a direct relation to their specific assignment in the Ministry of Communications.

通信職員訓練法では第二条「専門的な学科目」に対応する英語の表記は「technical subjects」（下線部）である。日本語として「技術的な学科目」とせず、「専門的な学科目」としていることは注目に値する。法解釈として後者の方が幅広い意味を持ち得る可能性がある。日本側としては少しでも広い意味での訓練の可能性を意図したと考えられる。

#### 4 (2). 通信職員訓練法案についての国会での審議（※下線は筆者が付す）

1948年、通信職員訓練法案をめぐる衆議院の通信委員会において数次にわたって審議がなされる。

要約すると、まず、同法案の第二条を巡り、質疑が繰り返される。全通信従業員組合などからは職員の質を高めるためには、あらたに普通学科を設ける必要こそあれ、廃止するのは適当ではない、と意見がだされる。これに対して、六・三制の実施によって教養は保障されるというのが、政府委員の回答であった<sup>9</sup>。また、従来どの程度一般学科を教えていたかとの質問に対しては、普通講習所では事業学科が2052時間に対し、普通科2040時間でほぼ同じであった。高等通信講習所では、事業学科が約1000時間に対して、普通科は2870時間で、2.8倍となっている<sup>10</sup>。

さらに具体的な質疑は次のようなものであった。片島港（日本社会党・通信官吏練習所第2部行政科<

昭和9年>卒業)が「提案理由の説明を聴きましたときには、専門的な特別なものだけは自分のところで訓練するが、そのほかのいろいろな高級な教養、あるいは技術は、いわゆる文部省系統の教育機関に委託するというように承ったのでありますが、ただいま政府委員の御説明だと、直接関係のあることを通信省が少しやり、また文部省も少しやつて、両方へ割振りをやるという御説明のようにありますので、どうもその点はっきりしないのであります。」<sup>11</sup>との質問に対して、大野勝三政府委員(通信省)は「どうも説明が十分うまくできませんので、そういう誤解も生じたかと思うのでありますが、第二條では一般的な、つまり通信大臣の行う訓練の限界を規定したものでございます。その限界の中で、初歩のものからだんだんと高次のものに行きまして、非常に高い段階の専門的な訓練も、それが業務の遂行に直接関係ある限りでは、第二條の幅に含まれるわけでありまして、それでまず非常に多数の従業員を対象とする一般的な専門訓練、一般的な職業訓練は、この法律の精神から申しまして、また実際の運用の便宜から申しまして、通信大臣が直接やるに越したことはない、またやるべきだと考えますけれども、ごく高次の専門教育、非常に程度の高い敬業訓練—深遠な学理を探究し、深い理論を研究しなければならないというような問題につきましては、そういう訓練を必要とする職員の数もそれほど多くあろうとは考えられませんし、またそういう訓練のために、通信省独自で専門的な訓練施設を設けることももちろん理論的には不可能でありませんが、それよりも他に、そういう専門的な適切なる機関がある場合には、その機関にさような訓練を必要とする職員を大学の、たとえば聴講生、あるいは委託研修生というようなことにして、委託して訓練することの方が一層能率的であるし、また効果的でもあるというような場合には、この第六條を適用しようという考えであります。」<sup>12</sup>

片山の質問に対する大野の回答は、第二條は、通信大臣の行える訓練を限定する。すなわち、通信大臣の実施する訓練に対して縛りをかけたことを意味する。

ただし、第六條が規定する委託訓練があることで、さらに高次の専門教育への途が残されていると言及している。

次に、松澤一(日本社会党)の「全通が訓練法に反対だというように問題をなぜ政府は起したか。議会で諮って、そうして当然議会の協賛を経なければならないものを、むしろ議会より先に全通等にそれを提示して、そうしてすったもんだやって、きょうまで来て、なおかつこれに対してこれだけの反対を受けているのか。」<sup>13</sup>との質問に対して、富吉國務大臣の回答は、「…これはもう松沢君御承知の通り、占領下にあります今日といたしまして、往々にしてこのようなことがあるのでございまして、その点御了解を願います。」<sup>14</sup>と、占領下におけるGHQの影響でこの法案が提出されたことを示唆している。

また、重井鹿治(日本社会党)が政府提出原案第二條第二項にあった「通信大臣は、教室で行う教程を最小限度に止め、職場訓練に特に重点を置かなければならない。」との文言に対して、次のように修正案を提出している。「私はこの法案の修正案を提出したいと思うのであります。すなわち通信職員訓練法案の一部を次のように修正したいと思います。第二條第二項を削除するのであります。その理由といたしましては、この法案はおそらく本國會を通じて最も慎重審議をいたし、他の委員会に前例を見ない参考人諸君からも三回にわたりましていろいろ意見を聴き、そして慎重に慎重を重ね、また視察をいたすというようなあらゆる手段を用いて、審議をいたしたと思うのであります。その結論といたしましては、この第二條第二項を削除することが最も適当なことであると考えたのであります。なおこの際いろいろ今日までの審議の経過の過程におきまして、われわれ委員が述べました最も中心的な問題であるところの、この訓練法の中において、ただ単に技術だけでなくして、いわゆる一般的な教養問題についても、許される範囲内において適当な措置を講じていただきたいということにつきましては、これを強く要望するものであります。なお参考人の人々から述べられたことも強く参考にしてもらいたい。また今後事務局におかれましては、従業員諸君ともよく御協議くださいまして、最も適当な訓練実施方法をお願いしたいと思うのであります。もちろんわれわれは根本的に申しますれば、この訓練法に対しては不満でございます。しかしながら、現在日本の置かれておる現状を考えますときに、オール・オア・ナッシング、すべてを求めるか無いかということは考えられないのであります。この日本の現状下におきまして、最高の法を施行するということが、與えられたる國會の任務と考えられますので、この第二條第二項を削除することによりまして、しかも運営上におきまして万全を期するという方向をとつていただきたいと思うのでございまして、以上簡単でありますが、修正案を提出いたします」<sup>15</sup>

重井の発言の「現在日本の置かれている現状を考えますと」という発言は、占領下にありGHQの指導

のもとに、この法案が提出されたことを知った上での発言内容であると言える。

その現状のなかで、この修正の提案は、賛成多数で可決された。したがって、日本の国会において、法案が修正され教養教育についても事業に関するものであれば、実施できる余地を法律上残した。

さらに、林百郎（日本共産党）が「この法案の審議が急がれていることもよくわかりますが、今の大野局長の回答によりますと、通信事業の最も根幹をなす郵便、電信についての教授内容も目下交渉中でわからない、訓練期間についてもどうなるかわからない、講習所の施設もわからない。とにかく法律さえ通していただければ、何とかいたしましょうということでは、われわれは審議の責任を十分果たしたということにならないような気がするのでありますが、具体的な内容が示されないならば、一步譲つて、どういう方針で関係方面とも折衝を続け、どういう方針で将来いくかということだけでもよいから、示してもらいたいと思います。」<sup>16</sup>これに対して、富吉國務大臣は「その間については、林君も御存じの通り、一般情勢からの問題としてデリケートな問題でありまして、ここで政府委員がかれこれ申し上げることよりも、やはり技術的にいろいろあとの折衝に幅をもたした方がむしろよいのではないか。あまり自分が構想を言い過ぎて、そのことに対する将来の制約がありますことは、かえつてこの事業の運営のために好ましからざることはないか、このように考えている次第であります。」<sup>17</sup>

通信職員訓練法案が提出された段階では、従来の通信省の訓練の根幹であった郵便、電信については何も決まっていなかった。つまり、重視されていなかったのである。

また、先方との交渉とはだれか。また、大臣がデリケートな問題というのはどういうことか。政府委員として国会で同法案について主に説明をしてきた大野局長の回想録を次に見る。

#### 4 (3). 大野勝三<sup>18</sup>の言説の分析（※下線は筆者が付す）

「それは昭和二十二年終りか、三年の初め頃だったと思う。或る日司令部（連合軍総司令部を、われわれは、当時そう呼んでいた。時には、その建物がお濠端にあったので「ほりばた」とも呼んでいた）に呼出され、職員の養成訓練施設は一切廃止することを申し渡されたのである。だんだんと先方の言うところを聞いてみると、第一には占領軍の民主化方針に基づき、日本の教育制度は根本的に改変された。そして、教育のことは一切文部省の所管するところであるから、通信省は教育部面から手を引くべきであるというのである。第二には、通信事業は、毎年巨額の赤字を出している実情であるから、速やかに運営の合理化を図らねばならぬ。そのためには、高等、普通通信講習所の如き不要施設は、切捨てるべきであるというのである。つまり、職員の一般教養はよろしく文部省に一任し、通信省は、その学校卒業者を採用すれば事足るではないか、そうすることに依って、独自の学校経営の費用も、また学生という予備職員の保有も不要となり、それだけ運営合理化に役立つではないか、という訳で、全然その言い分に理屈無しということではできない。」<sup>19</sup>

大野の発言から、通信省は当時、経営の合理化をする必要があり、経費削減の一つとして、GHQにより、通信省の省内教育を廃止する指示がだされたことがわかる。

大野は、GHQに対して反論する。「さりとて、われわれにとっては、この制度は長い伝統もあり、実際の必要にも基づくものであって、現に、有為の人材を続々職場に送り、事業運営の根幹を培う重要な役割を果たしつつあるのであるから、そのままハイと応諾する訳にはいかない。そこで、いろいろと弁明を試みる訳であるが、せんじつめたところ、一般教養の点では先方の言い分に理があるのであるから、これはしゃっぽを脱がざるを得ない。しかし、仕事それ自体の訓練は、いくら何でも文部省に頼む訳にはいかない。そこで、われわれの仕事は、いわば専門職であるから、普通一般の教育を卒えたというだけでは、そのまま直ちに職場の任務に就かせる訳にはいかない。すなわち、専門の訓練を必要とするという理屈でねばることにした。」<sup>20</sup>その交渉を経て、直接ことの必要性は認めるということになり、業務に直接関係するものだけは認めさせることになる。これが、通信職員訓練法第二条の「通信職員の担当する業務の遂行に直接関係があるもの」という文言に反映されていると解される。

もっとも大野は、「一旦は、歴史ある官練その他を廃止する悲運を忍ぶとするも、将来何れの日かに、また新しい時代に相応しい養成訓練制度を、必ず築き上げる」<sup>21</sup>ことを「ひそかなる希望を持ってた」<sup>22</sup>と、言葉を残している。

#### 4 (4). 韌勉の言説の分析（※下線は筆者が付す）

通信官僚として入省し、電気通信省設立後には次官となった韮勉<sup>23</sup>の言説から、GHQの意図の分析を見る。

まず、1948年9月GHQの勧告がだされ、通信省から郵政省と電気通信省の二省分離の経過について、「GHQのCCSはこの分割を当然と考えていた。それでこの勧告の当否は、その後の通信行政、通信事業の動きをみれば、自ずから分かるのである。戦前から通信というものは、わが国では形跡は兎も角、実際は十分に評価されていなかった」<sup>24</sup>のである。そして、二省分割の実質は「郵便とは別に電信電話の機構を強化するという方向であったと思う」<sup>25</sup>と述べている。

そして、C.C.S.との話のなかで、日本の電話について「普及が非常に遅れているから、道路に連なる一軒一軒に付けていっても大変な需要がある」<sup>26</sup>とあり、電話に着目していたことがわかる。

#### 4 (5). C.C.S.の人々の特徴

日本の戦後の通信政策を指導したC.C.S.にどのような人物がいたのか。また、それらの人物がどのような指導をしたのだろうか。C.C.S.に勤務したアメリカ人は通算八十数名<sup>27</sup>。そのなかで、特に日本人と接点があった19名について、日本側がその特徴を『通信史話（下巻）』にて取り上げている（図2）。

特徴を要約すると<sup>28</sup>、C.C.S.のチーフであるアレンはオハイオ・ベル社で長い間、電気通信で働いた人物であり、日本の電気通信の復興を指導した。ベーカーは米軍の通信施設の建設を経験した人物である。コムスは統計の品質管理の導入を指導した人物である。フレンナーは資材の担当をした。ファウツは市外回線の保全業務を担当した。ラムはベル系のニュージャージ電話会社で長年勤務した後、64歳でC.C.S.の一員として来日した人物である。線路技術を指導した。マギールは通信ケーブルの改善を指導した。マッカーディは電信電話関係の取りまとめと、施設計画や伝送関係を技術面で指導した。オーコンネルは米軍の第八軍司令部通信隊長であった。パーカーは電気通信の研究実用化に関する日米合同委員会のリーダーであった人物である。ベドルはザームと組んで電気通信の保全部門のアドバイザーとして二年間、試験統制などの、一連の標準実施法の確立を指導した人物である。ブライスは、ウエスタン・エレクトリック社で資材を担当し、A.T.T.傘下のベル系電話会社に資材を供給した経験をもとに、日本の10通信局への資材の供給を指導した。バンデグリフトについては、アメリカでは線路屋であり、のちにワシントンの電話会社で副社長兼人事部長になった人物である。訓練を担当した人物であり、鈴鹿電気通信学園の建設時は、月に一回ぐらい鈴鹿に来て指導した。バンザントは電話を担当していた。また、のちにはクロスバ自動交換機の導入に活躍した。ウェーリッツは米国ベル系電話会社に勤務し、電話交換機の実務に詳しい人物であった。ザームはサウス・ウエスタン電話会社で長く勤務した人物で、C.C.S.では電話の復興に技術面で指導をする。ジーファスはA.T.T.本社から来日した人物である。ジンマーは、ベル・システムのトラフィック・エンジニアリングの考えを指導した人物である。

これらの記述から特徴的なのは、C.C.S.には米国のベル系の電気通信会社やA.T.T.から多数来日しており、この回顧録では、いずれも郵便ではなく、電気通信に関わっている人物である。そして、特に電話の復興・発展に携わった人物が多数登場する。

また、池田敬三は古河電気工業株式会社の人物であり、北川一栄と井上文左衛門は住友電気工業株式会社の人物である。C.C.S.と池田、北川、井上の繋がり、C.C.S.の指導は、通信省内に留まらず、民間企業に対しても指導・交友があり、言わば電

C.C.S. 回顧録	記述(日本側)
アレン	鈴木恭一
バック	鈴木恭一
ベーカー	林一郎
バーク (1)	北川一栄
バーク (2)	池田敬三
コムス	白崎文雄
ドライファス	中尾徹夫
ファイスナー	鳥居宏
フレンナー	林一郎
ファウツ	税所正芳
ゴンザレス	清宮博
ラム	小川茂
マギール	池田敬三
メーソン	出口守
マッカーディ	平井始
ミラー	鳥居博
モリソン	森元和
オーコンネル	森元和
パーカー	清宮博
ベドル	今川貞郎
ポーキングホン	清宮博
ブライス	関英夫
ブロッツマン	井上文左衛門
バンデグリフト	山田捨録
バンザント	大泉周蔵
オーデル(前期)	篠原登
オーデル(後期)	船津重正
ウェーリッツ	米沢平次郎
ザーム	中尾徹尾
ジーファス(1)	渡辺音二郎
ジーファス(2)	山下武
ジンマー	米沢滋

図2. 「忘れ得ぬC.C.S.」の

気通信事業の全般にまで、C.C.S.の関与があったことを示している。

#### 4 (6). 山下知二郎の言説の分析 (※下線は筆者が付す)

次に、大野・靱，以外のGHQと直接交渉した逋信省の官僚の発言を見る。まず戦後，はじめてGHQと交渉したのは，戦後初めて逋信院総裁に就任した，松前重義であった。戦後すぐの逋信電話の状況について，松前は，「逋信電話の如きは全国の逋信電話の90パーセント以上が不通になってしまっておる時であった。言いかえると逋信電話事業というものは殆ど壊滅状態に陥っておった」<sup>29</sup>と述べている。そのような状況下において，マーカッサーが厚木の飛行場に降りて横浜に進駐した時，緒方竹虎情報局総裁と一緒に，日本の役人として最初に会いに行く。まずは，郵便，逋信電話を占領軍が検閲することについて話あう<sup>30</sup>。その後，松前達は，復興に全力を尽くしていく。「逋信電話復興についてはやけただれたこれらの線路や，或いは破壊された局舎等の復旧建設が急務であった。また機械類の生産が絶対に必要であった。ところが工場は焼けておるし生産能力はガタ落ちの終戦直後であったから，なかなか復興への道は困難であった」<sup>31</sup>。そのなかで逋信院では，逋信電話復興局をつくり，メーカーに対する援助体制を整え，逋信電話施設の生産と建設を急いだ<sup>32</sup>。そのおかげで，「約八カ月の間に七，八割の復興」<sup>33</sup>をすることができたと述懐している。

八割の復興とはどの程度だったかと言うと，1938年8月に公表された史料によると，満州事変前（1935年度末）の逋信電話の各国の状況は，次の図3～5になる<sup>34</sup>。

国別	局所数	100平方当局数
ドイツ	61,992	13.17
イギリス	13,603	5.53
イタリア	10,983	3.54
日本	8,214	2.15
フランス	40,058	1.46

図3. 逋信局所普及状況

国別	局所数	100平方当局数
イギリス	437,548	17,791
フランス	781,974	14,194
イタリア	431,212	13,906
日本	378,115	9,884
ドイツ	305,710	6,495
アメリカ	3,636,340	4,635

図4. 逋信線普及状況

国別	局所数	人口1000人に対する電話機数
アメリカ	17,423,871	136.9
イギリス	2,551,117	54.4
ドイツ	3,268,952	48.7
フランス	1,441,273	33.8
日本	1,131,748	16.2
イタリア	543,835	12.5

図5. 電話機普及状況

日本では，戦前の電気通信事業の普及状況は，逋信（図3，図4）に関しては当時の先進国と比べてみると著しく劣っていることはなかったが，電話に関しては，アメリカに比べると，人口1000人に対する電話機の普及率（図5）を見てみると，戦前において，既に100倍以上の開きがあった。

そのような状況の8割が，戦後8カ月で，復興したことになる。さらに復興について，仔細に見ていく



ために、「電気通信に関する限り、司令部政策は穏当で、将来の基盤の盤石を築いた」<sup>35</sup>と述懐する電気通信監山下知二郎が訓練について言葉を残しているのが、以下に引用する。山下知二郎という人物は、敗戦時、国際電気通信株式会社で勤務していたが、GHQより1947年3月25日附で、国際電気通信株式会社は国策会社だから、即時解散との覚書がだされ、1947年5月25日に、国際電気通信株式会社の国への移管を終えたのち、当時の通信大臣であった三木武夫から通信省に入省するように説得され、1947年11月5日に電気通信監に就いた。(以下は、山下の言葉の引用<sup>36</sup>)

私が奉職して真先に直面して当惑したのは、講習所の変革と整理とを強く司令部当局から指示されたことであつた。「諸君はいつも電信電話の復興資金が足りない足りないと言っているが、調べてみたら教養費に膨大な割の資金を使っている。教育は何より必要だが、やり方がまずい」というのが主旨であつた。つまり「職場訓練や職務直接関係の学校教育は結構だが、それ以上に一般教養の学課に力を入れ過ぎている。一般教養は文部省がやることで、諸君は文部省が仕上げてくれる人々を採用して職務訓練をすれば良い。文部省の分野にまで立ち入って手をつけてはならない」という訳で、講習所の教科目から一般教養に属する学科目を取除くこと、講習所に入校せしめる者はすでに職員であるものか新たに要員として採用した職員に限ること、講習所数を半分以上できるだけ減少すること、の三点を要望された。これに部内に大きな動揺を来した。講習所で一般教養科目担当の先生達は首の問題だとさわぐ、毎日これ等対象の人や組合の人々が入れ替わり立ち替わり陳情や懇請や談判や反対意思表示にやって来る。無理からぬ節々に耳を傾けて思案に暮れていると、司令部では司令部で、講習所というけれど、その実、ほとんど全部が電信従業員養成ではないか、儲け口の電話についてはちっとも関心を寄せてやしないじゃないか、という真向からのお面一本。さらに電話は講習所以外の各職場に併設した養成所で訓練しているというが、それは単に交換嬢の養成のこと、君達は儲かることには一向構わず損することばかり力を入れたがるんだな、ときつい批判。そんな料見ならば講習所は全部廃めてしまえとまで絡まって来られる始末。

私はすっかりサンドウィッチになってしまった。…(中略)…処理の困難性も漸次分かつてもらい、結局天草・淀・大分等数校を廃止したに止め、大部分の講習所はこれを存置して、その名も学園と改め大幅に内容の改善をくわだてたことでこの問題は大体終っていった。

他にも、山下知二郎は、この時期を回想した記述を残しており、同趣旨の内容の記述を残している<sup>37</sup>。

私が最初にぶつかった難問は講習所の改変であつた。職員からの反対や配置転換拒否の陳情は続々と跡を絶たない。かなり収蔵力のある造りつけの郵便受けも陳情葉書で満腹になり、束ねて外側に積まれていることもたびたびあつた。農家で米を売った札束の高さを計って喜ぶ新聞記事もあつたが、陳情葉書の高さを測ってみる勇氣はなかった。初めのほどは丹念に読んで憂いのメートルをあげていたがだんだん慣れっこになって積上げた高さを一瞥するに止まるようになった。ひどいものになると真夜中を狙って電報で叩き起こされる。得体の知れない電話にも起こされる。勘弁してくれと言いたくなる。それも一度や二度なら我慢もなるが度重なると“またか”と却って反抗心をそそられる。運動してるのか嫌がらせしているのか、一切が無駄の骨折りだけに終わる。また葉書の文面だった判で押したように同じものばかり、読むこともない。結局紙屑同然。こんな陳情運動は、つまり最初は寸鉄人を刺す直効をあげながら終わりは馬耳東風の徒労に帰してしまう。折角の労作？を無にして労組の方には相済まぬ次第だが何事もほどほどが一番だという真理は不変である。

一般教養学科は文部省の所管、資格検定につながる教育を事業体がやる必要はない。事業体はその事業に直結する専門科目の積上げをみっちりやれば良いというのが司令部の意見で至極ごもつともな論調である。ただ当時は従来よりの方針で講習の重点を電信の方においていたことが、電話の訓練こそが第一義だとする司令部側の意見と真正面から衝突したところに混乱の生じた原因があるように思われる。しかも講習を終了した者を職員に採用する仕組であつたから職員ではない者を事業体が一般教養学科と併せて資格取得の教育をすることは何事ぞと、きつい批判をあげたものであつた。この方は職員に採用してから教育するということにして解決できたが、学校の内容と数とが最後まで問題になった。なかなか日本側の特殊事情が分かって貰えないのでいらいらしたが、電信については在来の講習所を整理して大部分は存続、電話については総合の訓練機関を新設することに決着して第一の重荷をおろした次第であ

った。

私は兄が鉄道に奉職していた関係で、鉄道に内容充実した鉄道教習所が全国主要地に存在して実績を挙げていることを知っていた。それで今後の訓練機関は鉄道を凌ぐものを造らねばならぬと考えた。訓練ばかりではない。事業の在り方でもサービスの改善でも、病院などの保健施設でも鉄道を一段上廻るものに仕上げねばならないと内心私かに期していた。そしてそれを司令部でも折あるごとに自分の抱負として述べていたら、司令部の或る人にこう言われた。「何も鉄道を競争の対象にすることはあるまい。日本の鉄道は日本の電話と同様滅茶苦茶だからね。目標を決めたかったらアメリカにおいておけば間違いないよ。」

アメリカには及ばなくとも日本一の訓練機関を新設しようということになって、三重県鈴鹿に旧軍の施設を改修して名実共に東洋一を自負し得る大規模な鈴鹿学園を創った。電話復興にありったけの資金を注いでなお足りないことを啣っていたあの時代に、なけなしの財政から思い切って資金を投入した学園施設は一朝の思いつきから生まれたものではなかった。

以上の2つの山下の言説から、GHQは、一般教養教育は文部省に一括するのが民主主義だと結論づける山本礼子の結論を確認できた。もっとも、GHQの狙いはそれだけではなかったことが山下の言説から伺える。

すなわち、日本における電気通信網を、電信を主力とすることから、当時、既に電話が普及していたアメリカと同様に、日本も電話を主力とすることに変えることを要求している。そのために、GHQは新しい訓練機関を新設する必要があることを要求している。

#### 5 (1). 通信職員訓練法の連合国軍総司令部 (GHQ) の理解

電話の拡充について、連合国最高司令官総司令部 (GHQ/SCAP) が重視していたのかを探究する。

連合国最高司令官総司令部 (GHQ/SCAP) が編纂した『History of the Non-military Activities of the Occupation of Japan, 1945-1951』では、電話の質と範囲の拡大の改善の必要性が課題として明白であったことが記されている<sup>38</sup>。

The need for improving the quality and expanding the scope of telephone services became apparent as soon as essential communication had been restored.

その背景には、アメリカの調査で、日本の電話普及率が低かったことが要因であった。

日本は、100人当たりの電話数では、世界の23位に位置づけられていた。GHQは、電話について、国民からの要望はあるものの、「一般国民の要求に政府が、長い間それを満たすことが出来ない結果である」<sup>39</sup>と結論づけている。

年	申請数	設置数	%
1933	102,318	32,000	31.3
1934	177,328	32,000	18.0
1935	233,935	38,000	16.2
1936	354,915	39,000	11.0
1937	625,445	55,000	8.8
1938	959,635	25,000	2.6
1939	93,404	25,000	26.8
1940	132,509	19,000	14.3
1941	102,500	5,800	5.7

図 6. 電話加入申請数と設置数 (1937-41 年)

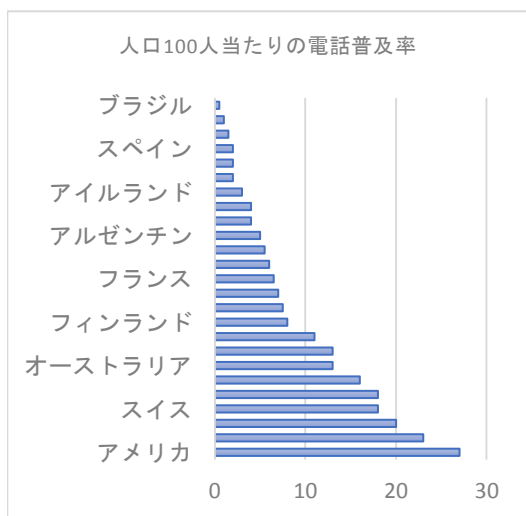


図7. 出典:AMERICA TELEPHONE AND TELEGRAFE COMPANU, TELEPHONE STATISTICS OF THE WORLD, 1948 YEARLY SUMMATION

また同書では、電話を普及させていくためには、その人材に対する訓練が必要になるが、電気通信に携わる人材の訓練についてバンデグリフトからのインタビューなどを踏まえ、GHQは次のように総括している<sup>40</sup>。

During the course of surveys made by Occupation Force engineers in 1945 and 1946 the inadequate training of most employees for positions in the telecommunications enterprise was a frequent subject of comment by Japanese supervisors<sup>41</sup>. The heavy losses of personnel during the war and the enormous task of restoration after the Surrender required the employment of large numbers of new employees. In the period 1936-1939 the average number of new employees hired per year was 19,000. In the first two full years after the end of hostilities, the average number hired per year was twice this figure<sup>42</sup>. Training these numbers of new employees and retraining much larger number of old employees who had been hired during the war and whose training facilities. To hasten the training, the Ministry of Communications in April 1947 established in Tokyo two new schools designed primarily to train maintenance workers<sup>43</sup>. Investigation by SCAP engineers disclosed basic weaknesses in the facilities and system of training. In certain of the Government-financed special training schools, for example, overemphasis in nontechnical cultural courses needlessly extended the course of required instruction.

The immediate need for trained workers was so great that in 1948 the Diet passed a law<sup>44</sup> which limited training offered by the Ministry of Communications to that which had a direct relation to the specialized job activities of the employees and which was not with the exception of technical subjects – normally offered in public schools and colleges. It also provided that persons who contracted to receive this training would agree to continue in the service of the Ministry of Communications for at least six months from the expiration of the training. The enactment of this law resulted promptly in elimination of the many courses in cultural subjects which had consumed much of the time of the students in Government-supported communications colleges<sup>45</sup>.

The separation of the postal and telecommunications ministries in 1949 resulted in a division of training facilities. Eighteen schools were transferred to new Ministry of Telecommunications. These schools were primarily devoted to craft training. In as much as courses of this type require highly practical instruction, teachers were chosen from among the working forces and loaned to the schools for periods up to two years. It was recommended by SCAP engineers that instructors should not be permitted to teach for over two years uninterrupted by a tour of duty in the working routine of the ministry<sup>46</sup>.

Lack of efficient supervision was one of the causes of the inefficiency which characterized the communications

enterprise<sup>47</sup>. Therefore, in the fall of 1948, a series of courses was given by a SCAP engineer to instruct Japanese in the principles of teaching craft men. Up to this time much instruction had been satisfactory in turning out trained workers. A separate series of courses in supervisory methods was given to Japanese executives of the Ministry of Communications. These lectures were designed to teach Japanese supervisors how to direct their men effectively.

以上の史料で、本稿に関わる特筆すべきは、次の8つのことである。

- ① 敗戦直後の1945年と1946年GHQの技術者による調査が実施された。その調査のなかで、電気通信事業に携わる人材の訓練が不足していることを、日本側の電気通信事業の通信省高官が頻繁に発言していた。
- ② 戦時中に多くの電気通信事業に携わる人員が損失した。敗戦後に、復興のために多くの人材を雇った。1936年から1939年の間に、年平均、1万9千名が雇用されていた。一方で、戦後最初の2年間、年平均の雇用者数は、その2倍（3万8千名）に達した。そこで、戦時中に雇用されたが十分に訓練を受けていない者、さらに、戦後、新たに大量に雇用された者に対して、訓練を実施する必要性があった。
- ③ SCAPの技術者は、訓練のための施設や訓練システムについて問題視をしていた。特に、技術とは関係のない文系の学問に力を入れている訓練を問題視した。
- ④ 1948年、国会で法律が作成された（通信職員訓練法）。これは、電気通信省で行われる訓練は、直接その活動に関するものに限られるという内容であった。
- ⑤ この法律により、従来の多くの文科系科目が直ちに廃止された（バンデグリフトのインタビューにもとづく）。
- ⑥ 教官は、電気通信省の作業を実践する職員から選ばれ、2年間の間、学校に出向させた。
- ⑦ SCAPの技術者は、教官は、本来の職務から離れて、2年以上は教えるべきではないと勧告している（バンデグリフトのインタビューにもとづく）。
- ⑧ 現在の通信事業における非効率の原因は、監督者の能力が乏しいことである。そのために、監督者訓練を充実させた。

## 5 (2). C.C.S.の訓練に対する考え方

GHQ側は、山本が指摘するように、従来の技術と無関係な文系科目は廃止させたのであるが、それだけが狙いではなく、新たな訓練のための施設や新たな訓練システムを導入しようとしていた。そして現場の実践経験を積んだ技術者が、教官になることで技術の継承を図ろうとした。さらにGHQ側は、監督者訓練の充実も図ろうとする意図があった。

その意図の背景には、アメリカに比して格段に遅れていた（図7）、電話という新しい産業を日本に拡大していこうという意図があったことがわかる。電話は、日本でも戦前から需要はあったものの、戦前・戦中を通じてその需要を満たす状況になかったのである（図6）。アメリカの電話事業を経験した人物たちが中心となって構成されたC.C.S.（図2）は、電話の早急な普及・拡大を目指した。そして、当時の電話の積滞率を解消するために人材育成が急務であり、その人材育成を中心的に担うためにアメリカの訓練方法を導入することと、その訓練方法を実施するための訓練施設の設立を求めたと解される。

## 5 (3). 鈴鹿電気通信学園の訓練

筆者が鈴鹿電気通信学園に関わった人たちにインタビューするなかで、『鈴鹿電気通信学園史』<sup>48</sup>の譲渡を受けた。同著作は、国立国会図書館や各大学の図書館、公立図書館にも所蔵されておらず、一般には公開されていない本であるが、同書のなかで、「アメリカは技術系統の学校を作れと強く云っていた」<sup>49</sup>のであるが、その学校では、「従来、通信講習所の訓練の重点は“電信”であったが、電話訓練第一主義を唱えるGHQの意向」<sup>50</sup>があったことが記されている。

このことから、C.C.S.は、日本の電気通信事業において、その中心を、電信から電話へ移行させることを目指し、電話に関する人材育成を目指したことがわかる。

## 6. 本稿の結論（通信職員訓練法の立法の目的）

C.C.S.の人員はアメリカで既に広く普及していた電話に関わった人物であった。そしてC.C.S.は電気通

信事業の合理化を図るために、通信省内訓練として電気通信技術と関係がない一般教養教育の廃止を求めた。一方で、事業の収益源として、敗戦前の日本ではアメリカに比して格段に普及の遅れをとっていた電話の急速な普及を目指した。その普及・拡大のためには、人材育成が急務であった。そのためには、従来の一般教養教育などを実施することは迂遠であり、一般教養教育をやめ、米国のベル系の会社や A.T.T.社で実施されていた、新たな訓練方法を実施することを日本側に求めた。そのために従来の法律を廃止、通信職員訓練法が成立したことがわかった。

すなわち、通信職員訓練法の立法の目的には、日本の経済復興・発展のために、電気通信事業において、電信から、既にアメリカで普及されていた電話を、電気通信事業の中心とするために、電話に関する人材育成を急速にするための側面を内包していたと結論づけられる。

同法の成立により、同法を根拠として、敗戦後、新たに雇用された技術者達が、電気通信（主として電話）の技術を組織的に、かつ、急速に習得する大規模な訓練施設が必要となった。そのための電気通信技術者の訓練施設こそが鈴鹿電気通信学園であったと言える。

## 7. 今後の課題

通信職員訓練法の目的について、先行研究で明らかになっていた側面に加えて、電話事業を急速に拡大する側面をも有するものであったことが解明された。

もっとも、同法を根拠にしてできた鈴鹿電気通信学園が、なぜ三重県の鈴鹿市につくられたのかといった疑問が残る。また、実際の鈴鹿電気通信学園の中での施設はいかなるものであったのかも未だ解明されていない。訓練や教育は、その施設環境・条件に規定される側面があるので、その点を今後は解明していくことを課題とする。これにより、より正確に戦後の電気通信事業の技術者の訓練の実態というものを解明できると考えている。

---

<sup>1</sup> 電気通信事業の訓練に関して、日本電信電話公社の正史としての『電気通信事業史 第五巻』（電気通信協会、1960年）の第10編の第3章「訓練」や、通信同窓会が編集・発行した『通信教育百年史』（通信同窓会編、1992年）では、通信職員訓練法の詳細な説明はされていない。また、三上敦史『近代日本における「無学歴学校」の歴史的研究—通信講習所を中心に—』（2008年度 科学研究費研究成果報告書）、三上敦史「通信講習所・通信官吏練習所に関する歴史研究—文部省所管学校との関係に注目して—」『日本の教育史学 vol.50』（教育史学会、2007年）pp.71-83.等の一連の戦前を中心とした通信省の訓練についての研究があるが、戦後の通信職員訓練法の分析は行われていない。また、大淀昇一『宮本武之輔と科学技術行政』（東海大学出版会、1989年）、『近代日本の工業立国化と国民形成—技術者運動における工業教育問題の展開—』（すずさわ書店、2009年）や、小路行彦『技手の時代』（日本評論社、2014年）pp.517-550.などの通信省の技術者や技手を取り上げた研究があるが、これらも通信職員訓練法についての分析は行われていない。

<sup>2</sup> 山本礼子「占領下における公共企業内職能教育改革—GHQの改革姿勢を中心に—」『戦後教育史研究』第16号（明星大学戦後教育史研究センター編集・発行、2002年）

<sup>3</sup> 「通信職員訓練法の解説」『電気通信年間施設篇 昭和24年度』p.201.

<sup>4</sup> 同書、同頁。

<sup>5</sup> 同書、p.202.

<sup>6</sup> 同書、同頁。

<sup>7</sup> GHQ/SCAP RECORDS BOX No.777 CLASS. No.324633 SHEET No.AG(B)-04815

<sup>8</sup> 下線は、原文に付されている。

<sup>9</sup> 第002回 国会 通信委員会(第17号 昭和23年6月19日)議事録

<sup>10</sup> 第002回 国会 参議院(第60号 昭和23年7月5日)議事録

<sup>11</sup> 第002回 国会 通信委員会(第18号 昭和23年6月21日)議事録

<sup>12</sup> 第002回 国会 通信委員会(第18号 昭和23年6月21日)議事録

<sup>13</sup> 第002回 国会 通信委員会(第20号 昭和23年6月25日)議事録

<sup>14</sup> 同、議事録

<sup>15</sup> 第002回 国会 通信委員会(第25号 昭和23年7月4日)議事録

<sup>16</sup> 第002回 国会 通信委員会(第25号 昭和23年7月4日)議事録

<sup>17</sup> 第002回 国会 通信委員会(第25号 昭和23年7月4日)議事録

<sup>18</sup> 大野勝三は通信職員訓練法案の国会答弁では、政府委員として中心的に発言している。初代郵政事務次官。

<sup>19</sup> 大野勝三「官練廃止から新訓練制度の確立まで」『通信史話 下巻』p.p.274-275.

<sup>20</sup> 同書、p.276.

<sup>21</sup> 同書、同頁。

<sup>22</sup> 同書、同頁。

- 23 韋勉（うつぼつとむ）。1929年に逓信省に入省。電気通信省では次官。日本電信電話公社設立後は、梶井剛初代総裁のもと、1952年8月から1958年9月まで初代副総裁となる。その後、国際電信電話会社の代表取締役社長となる。日本の電気通信の発展に尽力した。
- 24 韋勉「公社移行への背景」『通信史話（下巻）』p.p.514-515.
- 25 同書，p.516.
- 26 同書，p.521.
- 27 同書，p.463.
- 28 「忘れ得ぬ CCS の人々」『通信史話（下巻）』p.p.463-493.
- 29 松前重義「終戦直後の苦闘」『通信史話（下巻）』p.3.
- 30 同書，p.5.
- 31 同書，p.7.
- 32 同書，同頁.
- 33 同書，p.8.
- 34 津田鐵外喜（逓信省電務局規畫課長）「我國電信電話事業の現況に就て」『ワット 11（8）』（1938年）p.2.
- 35 山下知二郎「占領軍と電気通信監」『通信史話（下巻）』p.200.
- 36 山下知二郎「GHQの通信施策に対処して」『電話復興回想録：大明創業十年を記念して』p.p.23-26. 山下知二郎の経歴は、元・国際電気通信株式会社代表取締役で、電気通信省発足後は、電気通信省電気通信監であった。のちに国際電気株式会社取締役社長になる。この文章は、国際電気株式会社取締役社長の時に書かれたものである（同書，p74.）。
- 37 山下知二郎「占領軍と電気通信監」『通信史話（下巻）』p.p.182-184.
- 38 『HISTORY OF THE NONMINILITARY ACTIVITIES OF THE OCCUPATION OF JAPAN, 1945-1951』（日本図書センター，1990年5月15日）p.34. なお，同書の翻訳書として『GHQ 日本占領史』（日本図書センター，1999年3月25日）p.35.がある（通信に関しては第55巻）。ここでは内容の正確性を記するために，原文を引用する。
- 39 同書，p.65. 原文では「The high calling rate per telephone was found by SCAP to be largely the consequence of the long-standing failure of the Government to meet public requirements.」
- 40 同書，p.p.78-80.
- 41（原文から引用）「Interview, W.L.Wardell, CCS, 14 Federuary 1950.」
- 42（原文から引用）「Figures supplied by Management Analysis Section, Ministry of Telecommunications.」
- 43（原文から引用）「Monthly Summation, April 1947 of Non-Military Activities in Japan, p.174.」
- 44（原文から引用）「Communications Employees Training Law, Law No.208, 1 August 1949.」
- 45（原文から引用）「Interview, Mr. John Vandegrift, CCS, 19 April 1950.」
- 46（原文から引用）「Interview, Mr. John Vandegrift, CCS, 19 April 1950.」
- 47（原文から引用）「Report, CCS, "Review of Training Activities, CCS, MOTC, to 1 September 1949."」
- 48 『鈴鹿電気通信学園史』（鈴鹿電気通信学園，1969年）
- 49 同書，p.30.
- 50 同書，p.8.